



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 たけびし
代表者名 代表取締役社長 藤原 宏之
(コード番号 7510 東証第1部)
お問合せ先 経営戦略室 企画部
(075) 325-2118

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更について平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 127 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役及び監査役について、以下 2 点が可能となるように、定款第 30 条（取締役の責任免除）及び定款第 41 条（監査役の責任免除）を新設し、併せて必要な条数の繰り下げを行うものであります。

- ・取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会決議によって法令の定める範囲内で責任を免除する
 - ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役として、広く適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、責任限定契約を締結する
- なお、第 30 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日（予定）

以 上

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第29条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第29条（現行どおり）</p> <p><u>（取締役の責任免除）</u></p> <p><u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第30条～第39条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第31条～第40条（現行どおり）</p> <p><u>（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第40条～第46条（条文省略）</p>	<p>第42条～第48条（現行どおり）</p>